RIZAPGOLF プライムサービス会員規約

第 1 条（適用範囲）

1. RIZAPGOLF プライムサービス会員規約（以下「本細則」といいます。）は、「RIZAPGOLF」(以下「本クラブ」といいます。）が運営する「RIZAPGOLF プライムサービス」(以下「プライムサービス」といいます。）を利用する「RIZAP プライムサービス会員」(以下「本会員」といいます。）に適用します。
2. 本会員は、別途「RIZAPGOLF プライムメンバー登録料」(以下「登録料」といいます)を支払うことが必要です。登録料の支払いがない場合、プライムサービスを利用することはできません。また、プライムサービスは登録料を支払った本人のみ利用するこができ、プライムサービスの会員たる地位及び権利義務を他の者に譲渡、売買、貸与、名義変更、質権及び譲渡担保権の設定その他一切の処分をすることはできません。また、プライムサービスの会員の地位及び権利義務は、相続その他の包括承継の対象にはなりません。但し、法人の合併その他組織再編行為を除きます。
3. 本会員は、本細則のほか RIZAPGOLF 会則（以下「会則」といいます）の適用を受けるものとします。
4. 本細則と会則に矛盾抵触がある場合には、本細則が優先して適用されるものとします。

第 2 条（管理運営）

本クラブの個別施設を構成する各種サービスゾーン（以下「諸施設」といいます）は、「RIZAP 株式会社」(以下「会社」といいます。)が経営します。会社は、各施設内に、管理運営にあたる事務所をおきます。

第 3 条（入会資格）

プライムサービスの入会資格は、以下のとおりとし、その項目すべてに該当する方とします。

(1) 本細則、会則等及び「個人情報保護方針」「個人情報の取扱いについて」に同意した方。
(2) 本クラブの諸施設の利用に耐え得る健康状態であることを会社に申告いただいた方。
(3) 医師等から運動、入浴等を禁止されていない方。
(4) 伝染病その他他人に伝染または感染するおそれのある疾病に罹患していない方。
(5) 妊娠していない方。
(6) 反社会的勢力（暴力団、暴力関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等をいいます。以下本会則において同じ。）の関係者でない方。
(7) 過去に会社より除名の通告を受けていない方。
(8) 過去に会則第 22 条第 2 項に基づき諸施設の利用を禁止されていない方。
(9) 過去に 30 日間全額返金保証制度の適用を受けていない方。

第 4 条（入会申込み・入会手続き等）

1. 本会員となろうとする者は、本細則及び会則を遵守することに同意し、会社が別途定める手続きを行うことにより、入会申込みを行っていただき、登録料を会社に払い込みいただきます。会社は、所定の基準に従い、入会資格の有無等を判断の上、承諾を行います。
2. 未成年の方が入会しようとするときは、親権者の同意を得た上で、入会申込みを行っていただきます。この場合、親権者は、法令に定めがある場合を除いて、自らの会員資格の有無にかかわらず、本細則に基づく義務及び責任を本人と連帯して負うものとします。
3. 本条の入会手続きが完了したときに、本会員になろうとする者は本会員の会員資格を取得するものとします。

第 5 条（変更手続き等）

1. 本会員は、前条の申込み時に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。
2. 会社より本会員の住所あてに通知、連絡等を行う場合は、本会員から届出のあった最新の住所あてに行い、通知、連絡等の発送の時点でその効力が発生するものとします。
3. 本会員に有効期限の定めはありません。また、本細則及び会則に定めのない限り、登録料の返金はできません。

第 6 条（個人情報保護）

個人情報は、本クラブが定める個人情報保護方針（https://www.rizap.jp/privacy/）に基づき、適切に取り扱うものとします。

第 7 条（登録料等）

1. 本会員は、会社に対し、会社が別途定める期日までに、登録料を支払うものとします。
2. 本会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、前項の登録料を支払うものとします。
3. いったん支払われた登録料は、本細則及び会則等に定めのない限り、返還できません。
4. 本会員が、会社が別途定める期日までに登録料を支払わない等債務不履行がある場合、会社は、本会員に対し通知をすることにより、未払の登録料と会社が本会員に対して負う債務とを対当額にて相殺することがあります。
5. プライムサービスでは、登録料をお支払いいただくことで、本会員としての特典を受ける権利を保有することができます。本会員に有効期間の定めはありません。
 (1) プライム月額コースを購入する権利及び当該コースの購入後のサービスの提供を受ける権利
 (2) 一部商品のプライム価格購入
 (3) スターターキットの提供
6. プライムサービスにおいてトレーニングをご利用いただくには、登録料とは別途、第 1 項 1 号に定めるプライム月額コースを購入いただくことが必要です。

第 8 条（サービス内容）

本クラブが本会員に提供するサービスは、以下のとおりとします。なお、以下のうち(2)のサービスは本会員の希望に応じ、任意に選択できるものとし、本会員は各サービスが定める方法に則って利用を申し込むものとします。

(1) プライム月額コースによるパーソナルゴルフレッスン（以下「セッション」といいます。）
(2) 自主練習によるブース利用

第 9 条（利用条件）

1. 本クラブがプライム月額コースにより提供するセッションは、ご契約のコースにより 1 ヶ月（初日から末日まで）当たりの上限回数が決まります。
2. セッションは、会社施設内にてご受講いただけます。
3. 会社は、トレーナーの都合の開始時刻が遅延した場合、その他会社側の責に帰すべき事由によりセッションが提供できなかった場合、セッションを別の日時に振り替えることがあります。但し、以下の場合は振替セッションを提供しないものとします。
 (1) 本会員が受講時間の 12 時間以内にキャンセル連絡をした場合
 (2) 本会員の遅刻、欠席、キャンセル忘れなど会社側に責任がない場合
 (3) セッションを予約していない、予約しても受講しなかった場合
 (4) その他会社側に責に帰すべき事由がない場合

第 10 条(禁止行為)

1. 本会員は、プライムサービスの利用において、会則に定める禁止行為の他、次の各号に定める行為をしてはいけません。
 (1) プライムサービスを利用する権利を第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買、質入する等一切の処分行為。
 (2) 会社のサーバーに無権限・無許可でアクセスし、その利用又は運営に支障をきたす行為。
 (3) 各プライムサービスについて、マニュアルや定められた使用方法、使用目的を超えて使用する行為。
 (4) プライムサービスの利用以外の目的で、トレーナーと個人的に接触しようとする行為（書簡、電話、FAX、電子メール、SNS 等の利用も含む）。
 (5) 過度に肌の露出をする行為、肌の露出を伴うコスチュームや下着姿など、トレーナーに対して不安または負担を与える行為。
 (6) トレーナーの引抜き、競合サービス・企業等へ勧誘する行為。
 (7) 会社またはトレーナーへの暴言・脅迫・わいせつな表現・差別行為またはセッションの進行を妨げる行為。
 (8) プライムサービスの利用中、会社の許可なく、セッションの様子を動画で撮影し、録音、録画等する行為。
 (9) 前項で撮影した動画等を会社の許可なく、SNS 等に掲載する行為。
 (10) その他、会社が不適切と判断する行為。

2. 会社は本会員に対し、前項各号に該当する行為により、会社に生じた一切の損害、損失、費用（訴訟費用及び弁護士費用を含みます。）の賠償を求めることができるものとします。

第 11 条(プライムサービスの停止)

本会員が次に定める各号の一に該当する場合、プライムサービスの利用は停止されるものとします。

(1) 全額返金保証制度の適用を受けた場合
(2) 前条に定める禁止行為に該当した場合
(3) 会則第 22 条により、会社から除名された場合

第 12 条（サービスの変更・中断・終了）

1. 会社は、会社の裁量により、本会員に事前に通知することなく、サービス内容の一部を変更することができるものとします。但し、当該変更内容が本会員にとって不利益となる変更に該当する場合はこの限りではないものとします。
2. 会社は、次の各号に該当する場合、プライムサービスの提供を中断又は終了することができます。
 (1) オンラインシステムの保守・点検を行う場合
 (2) 火災、停電等の事故、疫病の流行、天変地異等の不可抗力に基づく非常事態が発生した場合
 (3) オンラインシステムの障害、ネットワークに障害が発生した場合
 (4) 会社の業務上、やむを得ない事由が生じた場合
 (5) その他会社が必要と判断した場合
3. 本会員は、会社が前二項の措置を講じたことにより本会員に損害が生じた場合、会社に故意又は過失がない限り、会社がいかなる補償も行わないことに予め同意します。

第 1 3 条(免責)

本会員は、次の各号に定める事項について、会社に故意又は重過失がない限り、会社がいかなる補償も行わないことに予め同意します。

(1) 本会員がプライムサービス利用中に、事故、怪我又はその他の損害を被った場合。
(2) 第三者による会社のシステムへの不正アクセスや不正な改変、その他第三者による行為によりプライムサービスが利用できず、又は困難となった場合。
(3) 会社又はオンラインシステム運用会社がシステムの保守を定期的又は緊急に行う場合。
(4) 本会員が受信し又は開いたファイル等が原因となりウィルス感染などの損害が発生した場合。
(5) その他会社の責に帰さない事由によりプライムサービスの提供ができず、又は困難となった場合。

第 14 条（データの取扱い）

1. 会社は、本会員がプライムサービスを利用するために入力した情報、届け出た事項、本会員のデバイスに関する情報及び利用中のデータ（セッション利用中の動画を含み、以下、「本データ」といいます。）を自動的に収集するものとします。なお、本会員は、会社が次の各号に定める目的の範囲内で本データを利用することに同意するものとします。
 (1) プライムサービスの提供及び利用状況の管理の為。
 (2) プライムサービスの品質向上及び新機能やサービス開発の為。
 (3) プライムサービスに関するクレーム、トラブル等の紛争処理の為。
 (4) 緊急時における対応及び連絡等、本会員の安全管理の為。
 (5) 会社の正当な権利行使の為。
 (6) その他、法令による要請に応じる為。
2. 会社はプライムサービスの全部又は一部を委託先に委託することができるものとします。この場合、会社は本データを委託先に提供することができるものとし、本会員は予めこれに同意するものとします。なお、会社は当該委託先に対し、プライムサービスにおいて会社が負う責任と同等の責任を負わせるものとします。
3. 会社は前項に該当する場合を除き、本データを本会員の事前同意なく第三者に提供しないものとします。但し、次の各号に該当する場合はこの限りではないものとします。
 (1) 法令に基づく要請を受けた場合。
 (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
4. 会社は、本データの取扱いにつき、本規約に定めのないものは会社が別途定める個人情報保護方針に則るものとし、本会員はこれに予め同意するものとします。

第 15 条(日時の表示)

プライムサービス及び本細則において、本会員登録日、セッションの受講開始日、セッションの受講日時予約・キャンセル・変更等の締切り日時等は、全て日本時間（GMT＋9：00）により表示するものとします。

第 16 条（諸費用）

1. 本会員は、会社に対し、会社が別途定める期日までに、プライム月額サービスの利用料等をお支払いいただきます。利用料のお支払は、月額払いとなり、以下に定めるとおりとします。なお、お支払いは、前払い制となります。
 (1) 利用月の前月に利用料の入金が確認できたことを条件にご利用が可能となります。
 (2) プライム月額コースの提供を受ける場合、翌月及び翌々月の 2 ヶ月分の利用料を所定の方法によりお支払いいただきます。
 (3) お申込み当月からのプライム月額コースの利用はできません。
 (4) 一旦お支払いいただいた利用料等は返金できません。

(5) プライム月額コースの利用料のほかに、別途メンバー登録料をお支払いいただきます。
(6) プライム月額コースのお支払いに、優待券及び割引券を利用することはできません。

2. 第 1 項 3 号に関し、申込当月にセッションの利用をご希望する場合は、プライム月額コースとは別にプライムオプションをご購入いただくことで利用することができます。プライムオプションの金額は、ご契約いただいている月回数の 1 回あたりの金額と同額とします。
3. 本会員は、実際のプライム月額コースの利用の有無・利用回数に関わらず、利用料等を支払わなければなりません。また、本会員による実際の利用が、利用可能回数に満たない場合であっても、利用料等の減額及び返金等はできません。
4. 利用開始月及びお支払日に変更がある場合は、別途書面にて通知いたします。

第 17 条(セッション予約の変更・キャンセル)

1. 予約の変更は予約日以降の対象利用月の翌月までとし、予約の 12 時間前までに行うものとします。それ以降の変更・キャンセルは認められず、セッションを 1 回分利用したものとします。ただし、本クラブ側の都合や、本クラブ判断による予約の変更・キャンセルはこの限りではありません。
2. 当月セッションのご利用回数がご契約回数未満の場合、未利用の回数分を翌月 1 日に繰越用チケットとして発行します。なお、当該チケットは翌月中に限り予約及び利用ができるものとし、翌々月への繰り越しはありません。
3. 翌月分のセッションご利用回数を当月に前倒して利用する事はできません。
4. 予約の変更キャンセルは店頭・予約システム・コールセンターでお受けいたします。
5. 本会員がセッションを無断欠席した場合、欠席の理由を問わず、当社は、当該セッションの補講並びに登録料及び利用料金その他如何なる名目での返金の義務を負わないものとします。

第 18 条(プライム月額コース・請求の停止)

1. プライム月額コースは、会社所定の書面により前月 16 日から当月 15 日（当該日が営業日ではない場合はその前営業日）までに解約申入れを行うことで、翌月末日経過時に解約となります。なお、解約申入れが当月 16 日以降となった場合には、翌月の解約申入れとなり、翌々月末日経過時に解約となります。
2. 前項の場合、プライム月額コースの提供は、解約となる月の前月中は継続して行われます。
3. 第 1 項の解約申入れを行った場合、解約となる月の前月から請求停止となります。

第 19 条（中途解約）

本会員は、会社所定の書面により解約申入れ（当該申入れの方法は前条第 1 項に準ずるものとします。）を行うことで、プライム月額コースの解約をすることができます。

第 20 条（回数の変更）

1. プライム月額コースのセッションの利用回数は 1 ヶ月あたり 24 回、20 回、16 回、12 回、8 回、4 回、2 回があります。本会員は、会社所定の書面により前月 11 日から当月 10 日（当該日が営業日ではない場合はその前営業日）までに変更申入れを行うことで、当月末日経過時に月額ご利用回数が変更できます。なお、変更申入れが当月 11 日以降になされた場合、当該申入れは、翌月の変更申入れと扱われ、利用回数の変更は、翌月末日経過時に効力を生じるものとします。
2. 前項に定めるプライム月額コースのうち、1 か月当たりの利用回数が 2 回であるプライム月額コースは、プライム月額コースのセッションを 48 回以上ご利用いただいた場合もしくは、RIZAP GOLF ベーシックコースのセッションをすでに 16 回以上ご利用いただいた場合のみ選択することができるものとします。なお、＜新規向け＞ライフサポートプログラム、安心サポートプログラムのご利用回数はベーシックコースのセッション回数に含みません。
3. 前項の場合、変更となる月の前月中は、変更前の月額ご利用回数(以下「変更前プラン」といいます。)が継続されます。
4. 第 1 項の変更申入れを行った場合、利用回数が変更となる前月から変更後のご利用回数(以下「変更後プラン」といいます。)にかかる金額の利用料等を請求いたします。なお、回数変更は利用開始月から 3 ヶ月目以降のコースを対象とし、利用開始月の次月末日までは変更できないものとします。
5. 利用回数を変更した場合、利用回数を変更する対象月以降の変更前プランの予約は、全て取り消されます。なお、変更後プランの予約は利用回数の変更手続き完了後に実施できるものとします。変更前プランの予約に変更後プランの予約が置き換わることはありません。

第 21 条（30 日間全額返金保証制度）

1. 会社は、本会員から返金の申し出があった場合、次の各項に従って、本会員に対して支払い済みの諸費用の全額を返還します。この場合、本会員は本校を退会したものとみなします。会社は、会員から 30 日間全額返金保証制度（以下「全額返金保証」といいます。）を適用した返金の申し出があった場合、次の各号に従って、会員に対して支払い済みの諸費用の全額を返還します。この場合、 会員は本クラブを退会したものとみなします。
2. 前項に定める返金の手続きは、来店のうえ書面で行うものとし、電話、ファクシミリ、電子メールその他の手段による手続きには応じかねます。
3. 会員が会社と割賦販売契約を締結して諸費用を支払っている場合、支払い済みの諸費用を返還いたします。
4. 会員による会社への返金の申し出は、入会時に契約されたコース（オプションセッション・無料セッション含む）の初回ご利用日から 30 日以内(当該日が営業日でない場合は、その翌営業日とします。)に手続きを行うものとして、それ以降は返金の申し出を行うことができないものとします。
5. 本条に基づいて支払い済みの諸費用の返金を受けた本会員は、以降本クラブの諸施設を一切利用できません。
6. 前各号の規定に関わらず、会社が販売する物品(ゴルフクラブ等を含みますがこれらに限られません。)については、第 1 項に基づく全額返金の対象外です。

第 22 条（再申込みの場合の特則）

本会員が、プライム月額コースを解約または終了した後も、期限の定めなくプライム月額コースの再申込みが可能です。

第 23 条（本細則等の改訂）

会社は、本細則および施設内諸規則の改訂を行うことができます。なお、本細則の改訂を実施するときは、会社は予め改訂の 1 ヶ月前までに告知することにより、改訂した本細則の効力は全会員に及ぶものとします。

第 24 条(告知方法)

本細則における会員への告知は、会社のホームページの掲載及び会員から届出のあった電子メールアドレス宛てに電子メールを送信して通知する方法によるものとします。

第 25 条（管轄の合意）

本細則および施設内諸規則に起因または関連する紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2026.4.1